

「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定」の締結について

1. 締結の趣旨について

平成 16 年の児童福祉法の改正により、多摩市においては同年 7 月に子ども家庭支援センターを設置し、平成 18 年 5 月には児童福祉法第 25 条の 2 に基づき、要保護児童対策地域協議会（多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会）を設置し、関係機関と要保護児童等について適切な支援を図るために情報共有し児童虐待の未然防止に努めてきた。

平成 30 年 3 月に発生した目黒区の死亡事例により平成 30 年 7 月 20 日付（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」では児童虐待再発防止や対応策が検討され、各関係機関との連携強化が挙げられ、また平成 31 年 3 月 19 日付（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）「児童虐待防止対策の抜本的強化について」では、児童相談所・市町村、学校、教育委員会と警察との更なる連携強化が挙げられた。

さらに「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」（平成 30 年 7 月 20 日付子家発 0720 第 2 号、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）、「児童虐待への対応における警察からの照会、通告等への適切な対応について」（令和元年 6 月 10 日付け子家発 0610 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）等の通知では、警察との情報共有の強化等に一層取り組むこととされた。多摩市では子育て総合センターが、日頃より要保護児童対策地域協議会の位置づけで警察との情報共有を行ってきたが、上記のことに基づき、さらに連携を強化し児童の安全確保を最優先に対応することを目的に警視庁多摩中央警察署と協定を締結し、より迅速かつ的確に児童虐待の未然防止と早期発見を図るものです。

2. 協定締結先 警視庁多摩中央警察署

3. 協定書の概要（申合せ事項）

- ① 情報の共有
- ② 警察から子育て総合センターへの照会及び情報共有
- ③ 子育て総合センターから警察への照会及び情報提供
- ④ 情報の管理
- ⑤ 法的根拠
- ⑥ 申合せ事項の見直し

4. 近隣市の状況（令和元年 8 月 13 日現在 26 市中 18 市締結）

日野市	平成 29 年 8 月	警視庁日野警察署と協定締結
町田市	平成 30 年 11 月	警視庁町田警察署、南大沢警察署と協定締結
調布市	平成 31 年 2 月	警視庁調布警察署と協定締結
府中市	平成 31 年 3 月	警視庁府中警察署と協定締結

八王子市 令和元年 7 月 警視庁八王子警察署、高尾警察署、南大沢警察署と協定締結

5. これまでのスケジュール

平成 31 年 3 月	警視庁多摩中央警察署より協定締結に向けての事前相談あり
令和元年 5 月～7 月	各市の状況把握、内部検討および協定書、申合せ事項の内容検討、作成
令和元年 8 月 30 日	子育て・若者支援推進本部に報告
令和元年 9 月 18 日	子ども教育常任委員会に報告
令和元年 10 月 2 日	<u>警視庁多摩中央警察署と協定締結</u>
令和元年 11 月 6 日	子ども子育て会議にて報告